



千  
地  
申  
14  
号

## 「電気部門の変革2022」を通じて「安全・健康・ゆとり・働きがい」のある電気職場を創る申し入れ 団体交渉を行う！⑤



17. モニタリング装置等の技術開発品の導入および仕事の仕組みの変更等に伴う要員見直しについては、実施時期の目途が立った時点でその都度労使議論を行うこと。

【回答】「労使間の取扱いに関する協約」（平成30年10月1日）に則り取り扱うこととなる。

【確認事項】 ・ 各種メニューの開始時には、組合に「説明」を行う。  
・ 今回提案したものから標準数に変更が生じる場合には「修正提案」を行う。

18. 千葉信号通信技術センターの通信部門については、「情報通信工事科」を管理1、一般8の体制とし、「情報通信保全科」も管理1、一般8の体制とすることで、負担軽減を図ること。

【回答】必要な要員は確保していく考えである。

【確認事項】 ・ 情報通信工事科は一般8、情報通信保全科は一般5の体制とする考えである。

19. 棚卸しについては、毎月ではなく四半期ごとの実施とし、負担軽減を図ること。

【回答】関係通達に則り取り扱うことになる。

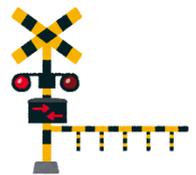
【確認事項】

- ・ いざという時に予備品が「ない」という事態を防ぐため、今後も毎月棚卸しを実施する。
- ・ 次年度より「棚卸しアプリ」を導入し、3名を要していた棚卸しを2名でできるようにすることで、負担の軽減を図っていく。

20. 線路閉鎖手続きについては、パートナー会社において「照合」まで実施すること。

【回答】線路閉鎖手続きにおける「照合」は、現行どおりJR社員が行うこととする。

【確認事項】 ・ 安全の観点から、今後もJR社員が行っていく。



21. 信号技術者認定制度の適用範囲を明確にするとともに、軽微な使用開始判定（踏切PBおよび特殊信号発光機の使用開始判定、P（N）地上子および無電源地上子の単体取替時の使用開始判定）についても信号技術者認定制度を適用拡大し、JR直轄での立会いを軽減すること。

【回答】支社工事等において、技術力維持を目的に電子機器等は適用外としてきたが、電子機器の拡大、制度の定着を踏まえ、適用範囲を拡大する。

【確認事項】

- ・ 踏切PBおよび特殊信号発光機の新設は、「使用開始判定」を引き続きJR直轄で行う。
- ・ P（N）地上子および無電源地上子の単体取替で、同じ電文のままである場合は、「試験」及び「使用開始判定」の両方をパートナー会社で行えるようにする。
- ・ P（N）地上子および無電源地上子の単体取替で、電文の変更が伴う場合は、「試験」はパートナー会社、「使用開始判定」はJR直轄で行うようにする。
- ・ 電子踏切も、「試験」はパートナー会社、「使用開始判定」はJR直轄で行うようにする。

22. 夜間作業時における駅舎立ち入り等については、駅等の営業時間外においてもパートナー会社社員がスムーズに立ち入れるよう、営業部との調整を行うこと。

【回答】関係通達に則り取り扱うことになる。

【確認事項】

- ・ 立ち入りが困難な駅（シャッター等を開ける必要のある高架駅など）については、スペアキーを用いて立ち入ることのできる取扱いを開始したところである。

その⑥へ続く